

昭和四十一年総理府令第十二号

土地分類調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基づき、土地分類調査作業規程準則を次のように定める。

第一章 総則

(目的)

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)以下「法」という。)第二条第三項に規定する土地分類調査(以下「土地分類調査」という。)に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(土地分類調査の内容)

第二条 土地分類調査においては、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況に基づく分類調査(以下「土地利用現況調査」という。)、土性その他の土壤の物理的及び化学的性質、浸しよくの状況その他の主要な自然的要素に基づく分類調査(以下「自然的条件調査」という。)及び土地の生産力に基づく分類調査(以下「土地生産力調査」という。)を行ない、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

(土地分類調査の作業)

第三条 土地分類調査の作業は、準備作業、現地作業、分析作業及び整理作業とする。

(準備作業)

第四条 準備作業とは、第二章の定めるところにより、調査計画の作成、既存資料の収集整理及び基図の作成を行なう作業をいう。

(現地作業)

第五条 現地作業とは、第三章の定めるところにより、現地を踏査し、必要な事項について観察、計測、聞き取り及び試料の採取等を行なう作業をいう。

(分析作業)
第六条 分析作業とは、第四章の定めるところにより、土壤の区分及び生産力の区分に関して必要な事項を明らかにするため、現地作業において採取された試料について理化学的分析を行なう作業をいう。

(整理作業)
第七条 整理作業とは、第五章の定めるところにより、準備作業、現地作業及び分析作業の結果

の整理及び取りまとめを行ない、第一条に規定する分類調査について地図及び簿冊を作成する作業をいう。

第二章 準備作業

(調査計画)

土地分類調査を行なう者は、その効率的実施を図るため、土地分類調査の各作業についてそれぞれ調査担当区分、所要労務及び資材、実施期間等に関する調査計画を作成するものとす。

(資料の収集整理)

第九条 土地分類調査を行なう者は、調査の的確を期するため、当該土地分類調査を行なう地域について、次の各号に掲げる既存資料の収集整理を行なうものとする。

(現地調査)

一 地形、地質、土壤、気象、気候その他の自然条件に関する資料
二 土地利用及び水利用に関する資料
三 固定資産税評価額、地力等級その他の土地評価に関する資料

(栽培慣行)

四 栽培慣行、経営形態その他の営農状況に関する資料

(災害及び生育障害)

五 災害及び生育障害等に関する資料

(その他必要な資料)

六 その他必要な資料

(現地作業)

(現地作業の実施)

第十条 現地作業は、基図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、必要な事項の調査を行なうものとする。

(土地利用現況調査)

二 前項の調査結果は、現地作業に使用される基図(以下「作業基図」という。)及び国土交通大臣が別に定める土地分類調査票(以下「調査票」という。)に記入するものとする。

(土地保全調査)

二 前項の調査結果は、毎筆の土地について、当該土地の利用現況により、不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第九十九条に規定する地目の区分に基づき分類するものとする。この場合において、田、畠、山林、保安林、牧場及び原野については地目の区分のかか別表一に掲げる土地利用形態別に主要作物についての生産力の等級を区分するため、当該土地の状況、営農の状況その他の生産力に関する事項について観察、聞き取り及び生産者による協議等により行なうものとする。

(自然的条件調査)

二 前項の調査結果に基づく作業基図及び調査票により、生産力区分素図を作成するものとする。

第三章 現地作業

(現地調査)

二 現地調査は、当該土地の土壤断面の調査及び

(栽培慣行)

二 土地利用現況調査は、当該土地の土壤断面についての調査事項及び調査内

容は、土じよう調査作業規程準則(昭和三十年総理府令第三号)別表一に準ずるものとする。

(土壤調査)

層地質に関する調査(以下「地形及び表層地質調査」という。)並びに地形及び表層地質(以下「土壤調査」という。)を行なうものとする。

(固定資産税評価額)

土壤調査は、当該土地の土壤断面の調査及び試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(地力等級)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(地目)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(地質)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(土壤)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(気象)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(気候)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(地形)

試料の採取を行なうものとする。この場合において、土壤断面についての調査事項及び調査内

(地盤)

の精密分析

(精密度分析)

精密分析は、土壤の区分及び生産力の区分のため必要と認められる場合に行なうものとする。この場合における分析の項目及び方法は、土じよう調査作業規程準則別表四に準ずるものとする。

(簡易分析)

簡易分析は、前条に定める精密分析を行なわなかつた試料について行なうものとする。

(第五章 整理作業)

(土地利用現況図の作成)

土地利用現況図は、作業基図及び調査票並びに第九条の資料に基づき、同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理作業に使用される基図(以下「整理基図」という。)に転記して土地利用現況図を作成するものとする。

(土地条件区分図等の作成)

土地条件区分図等の作成は、別表二のとおりとする。

(土地保全調査)

土地保全調査は、台風その他の異常な天然現象により生じた灾害の状況及び灾害の発生を助長し若しくは誘発し又は助長し若しくは誘発するおそれのある土地の性状について行なうものとする。この場合における調査事項及び調査内容は、別表二のとおりとする。

(地盤保全調査)

地盤保全調査は、前項の調査のほか、作物の生育を阻害している原因及びその現況について行なうものとする。この場合における調査事項及び調査内容は、別表三のとおりとする。

(土壤保全調査)

土壤保全調査は、前項の調査結果に基づく土壤の性質で特に土地利用上重要なものがある場合においては、当該土地条件区分図のほか、当該土壤形及び表層地質のそれぞれについて、ほぼ同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理区分し、これを整理基図に転記して、土地条件区分図を作成するものとする。

(地盤保全図等の作成)

前項の土地条件区分図に表示し難い土壤の性質で特に土地利用上重要なものがある場合においては、当該土地条件区分図のほか、当該土壤形及び表層地質のそれぞれについて、ほぼ同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理基図に転記して、土地保全図を作成するものとする。

(地盤保全図等の作成)

前項の土地条件区分図に基づく土壤の性質で特に土地利用上重要なものがある場合においては、当該土地条件区分図のほか、当該土壤形及び表層地質のそれぞれについて、ほぼ同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理基図に転記して、土地保全図を作成するものとする。

(地盤保全図等の作成)

前項の調査結果に基づく土壤の性質で特に土地利用上重要なものがある場合においては、当該土地条件区分図のほか、当該土壤形及び表層地質のそれぞれについて、ほぼ同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理基図に転記して、土地保全図を作成するものとする。

山林 保安林	畠	田	地目	別表一 土地利用現況の区分	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	この府令は、公布の日から施行する。	附則 第三九号	この府令は、公布の日から施行する。
混交林 広葉樹林	針葉樹林 見積畑 竹林園 桑園 茶園 果樹園 牧草畑	普通畑 湿田 半湿田 乾田	土地利用形態	この府令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	附則 令第一二号 (平成一七年三月七日国土交通省 抄	この府令は、公布の日から施行する。	附則 第一〇三号	この府令は、公布の日から施行する。
区分を記入する。 天然林及び人工林の 区分を記入する。	作物区分「一年一作、一年二 作、一年三作又は二年三作の 区分」及び作付区分「普通作 物、園芸作物(そさい、花卉) 、工芸作物(特用作物を含む)、飼料作物又は綠肥作物の 区分」を記入する。	作数区分「一毛作、 二毛作、多毛作又は 永年作の区分」を記 入する。	地すべり	崩壊	く 浸 し よ	原野 牧場	未利用草地 用地 放牧 採草地 兼	皆伐跡地 未立木地 切替畑 林業苗畑

冠水 干ばつ	霧害 雪害 風害 凍霜害	日陰	調査事項	別表二 土地保全調査の調査内容	調査事項	原野 牧場	未利用草地 用地 放牧 採草地 兼	皆伐跡地 未立木地 切替畑 林業苗畑
範囲、 程度、 期間、 日数、 時期、 頻度	範囲、 程度、 期間、 期間、 頻度	間及び時間	原因となる物体の種類、範囲、期 間及び時間	別表三 生育障害調査の調査内容	調査内容	自然、人工の区分を 記入する。		

原因となる物体の種類、範囲、期 間及び時間	他の土地保全に關する重要な事項	調査内容	重要事項 を含む。) その他の生育 たとえば雨害、冷害等の自然現象 障害に関する (病虫害及び鳥獣害を除く。)の種 類、範囲、程度等。 水、煙害等の人为的 原因の種類、 程度等
--------------------------	-----------------	------	---